

岩手県意欲と能力のある林業経営体の登録・公表実施要領

制 定 平成 31 年 2 月 8 日 森整第 763 号
一部改正 令和 6 年 12 月 2 日 森整第 558 号
一部改正 令和 8 年 4 月 1 日 森整第 12 号

(目的)

第 1 この要領は、本県における森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項及び第 2 項の規定による経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者及び法第 44 条第 1 項及び第 2 項の規定による集約化構想において定められる一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者（以下「岩手県意欲と能力のある林業経営体」という。）の公募・公表について、森林経営管理法施行規則（平成 30 年農林水産省令第 78 号）及び森林経営管理法の運用について（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 713 号林野庁長官通知）並びに森林経営管理制度に係る事務の手引きについて（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 714 号計画課長通知）によるほか、必要な事項を定めることにより、市町村等の事業発注者が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実施者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

(林業経営体の定義)

第 2 岩手県意欲と能力のある林業経営体の登録の対象となる林業経営体とは、「中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権原を取得し、当該権原に基づき、伐採等を自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、又は他者へ請け負わせることにより実施している若しくは実施しようとする民間の事業者」であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(林業経営体の登録)

第 3 県内に主たる事務所を持つ林業経営体で、別に定める登録基準に適合する場合には、知事の登録を受けることができるものとする。

(登録の申請)

第 4 第 3 の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、下記の第 1 項(1)から(19)を記載した様式第 1 号による申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 組織に関する情報（職員数等）
- (3) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- (4) 技術者・技能者数に関する情報
- (5) 資本装備に関する情報（林業機械の保有状況）
- (6) 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- (7) 事業区域に関する情報
- (8) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- (9) 経営管理の対象となる森林の確保に関する情報
- (10) 施業集約化の取組に関する情報
- (11) 生産管理又は流通合理化等に関する情報
- (12) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報

- (13) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (14) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- (15) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (16) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
- (17) コンプライアンスの確保に関する情報
- (18) 常勤役員の設置に関する情報
- (19) その他知事が定める情報

- 2 前項の申請書には、別表に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成6年法律第45号）（以下「労確法」という。）第5条の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）である場合には、当該登録の情報と同一の項目で、内容の変更がないものに係る書類の提出を省略することができるものとする。
- 3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めることができる。

（意見の聴取）

- 第5 知事は、第4による申請があった場合は、申請内容を取りまとめ、様式第2号により関係市町村長、東北森林管理局長の意見を聴くものとする。

（市町村による登録推薦）

- 第6 市町村長は、第5により知事から意見照会があった場合は、様式第3号により、申請者の中から、知事に登録すべき林業経営体を推薦することができる。

（登録の実施）

- 第7 知事は、第4による申請があった場合において、当該申請の内容が登録基準に適合すると認められるときは、次に掲げる事項を様式第4号の林業経営体名簿に登録するとともに、様式第5号により登録証を交付するものとする。
 - (1) 第4第1項(1)から(19)までに掲げる事項
 - (2) 登録番号及び登録年月日
 - (3) 登録情報の変更年月日
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第6号の1又は第6号の2により登録申請者及び関係市町村長に通知するものとする。

（登録の有効期限）

- 第8 第7第1項の登録有効期限は、登録の日から起算して満5年を経過する日の属する月の末日とする。ただし、林業経営体名簿に登録された林業経営体（以下「登録経営体」という。）が、認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。
- 2 登録経営体は、更新を受けることができるものとする。更新は第3から第7の手続きによる。

（登録の変更）

- 第9 登録経営体は、第4第1項(2)から(19)に掲げる事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、様式第7号に、変更の内容を記載した様式第1号及び第4第2項で規定する書類のうち、変更の内容に係る書類を添付し、知事に申請を行うことができる。
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が登録基準に適合すると認めるときは、その申請があった事項を林業経営体名簿に登録するものとする。
- 3 前項の規定による登録については、第7第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、第4第1項(7)に掲げる事項以外を変更した場合は、関係市町村への通知は省略できる。

(変更の届出)

- 第 10 登録経営体は、第 4 第 1 項(1)に掲げる事項に変更があったときは、様式第 8 号に第 4 第 2 項で規定する書類のうち、変更の内容に係る書類を添付し、知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を林業経営体名簿に登録するものとする。
- 3 前項の規定による登録については、第 7 第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。ただし、第 4 第 1 項(1)に掲げる事項のうち、主たる事務所の所在地が別の市町村に変更する内容以外を変更した場合は、関係市町村への通知は省略できる。

(林業経営体名簿の公表)

- 第 11 知事は、様式第 4 号 1 ~ 4 を、県の公式ホームページ上で公表するものとする。

(実施状況報告)

- 第 12 第 7 の規定により登録された林業経営体は、林業経営体名簿に記載した目標に基づく毎会計年度の実施状況について、様式第 9 号により、事業実施の翌年から目標年までの間、毎会計年度の終了後、3 カ月を超えない日までに知事に報告するものとする。ただし、労確法に基づく認定事業主にあつては、「改善措置実施状況報告書」をもって当該報告に代えることができる。

(登録の取消)

- 第 13 知事は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。
- (1) 登録経営体が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合
 - (2) 登録経営体から様式第 10 号による申出があった場合
 - (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
 - (4) その他知事が必要と認める場合
- 2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第 11 号により登録経営体に通知するものとする。ただし、前項(1)の個人の場合にあつてその死亡が確認された場合を除く。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前のこの要領に基づき登録された林業経営体については、次の更新時まで、なお従前の例による。

別表（第4第2項関係）

添付書類一覧

書類名称	個人	法人	認定 事業主
登記事項証明書（発行後1年以内の写しまたは原本）	-		-
住民票（発行後1年以内の写しまたは原本）		-	-
効率的かつ安定的な経営管理に係る添付書類			
共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	○	○	○
森林経営プランナー認定証の写し	○	○	○
主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し	○	○	○
事業実績が確認できる書類 （補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成・引き渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）			
フォレストマネージャー、フォレストリーダー、林業技能士（1級又は2級）を証明する書類の写し	○	○	-
伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し			
社会・労働保険への加入状況が確認できる書類			-
労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類（修了証の写し等）			
労働災害の再発防止策が定められた書類の写し	1	1	1
森林所有者や請負事業者と取引条件を明示した契約書等の写し			
個人情報の取扱いに関する要領等の写し			
雇用に関して交付している文書の様式	○	○	○
就業規則の写し	○	○	○
経理的な基礎に係る添付書類			
納税証明書（国・県・市町村）（発行後1年以内の写し又は原本）	-		-
貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3年分）	-		-
青色申告決算書等の写し（直近3年分）		-	-
中小企業診断士又は公認会計士、税理士等による経営診断等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類	2	2	2
その他知事が必要と認める書類	3	3	3

印及び○印の書類を提出してください。

ただし、○印のうち該当がないものについては提出不要です。

¹印の書類は、過去3年以内における休業4日以上労働災害（死亡災害を含む）発生が有る場合に提出してください。

²印の書類は、直近の事業年度において債務超過の状態となっている場合等に提出してください。

³印の書類は、上記提出書類以外に法要件に適合するか否かを判断するため、登録申請者毎に別途関係書類の提出を求める場合があります。